

令和元年 5 月 10 日

平成30年度の貸付・回収・管理から見た貸付審査のポイントについて

経営が健全な状態にあるか不健全な状態にあるか、事業の実施により経営を改善することができるかどうかは、貸付けに際して見極めることが必要です。

借受者のうち長期滞納者、経営破綻した者について、リース審査時に添付されていた決算書を見ると、多くの場合において経営悪化・破綻の予兆を貸付前に見出すことができました。

それらの予兆を見落とさなければ不良債権化を防ぐことができた可能性があります。ひとたび不良債権化すれば、その解消のために相当の労力を注ぎ込むこととなります。借入申込者が気づいていない経営悪化の予兆を見つけて経営改善のアドバイスをする。これも融資機関（含むリース業）の重要な役割です。

⇒ 貸さぬも親切、忠言耳に逆らう・・・

1 借受申込者について

- (1) 初取引先か継続取引先か
- (2) 反社会的勢力に該当する者か否か
- (3) リース料や税金の滞納の有無、違約金の減免を過去に受けていないかどうか(違約金の減免を過去に受けた者についての追加貸付けは原則不可＝金融機関の一般的な取扱い)

2 事業計画について

- (1) 経営規模・売上高に比較して投資額(当機構のリース以外も含め)は妥当か
- (2) 事業目的に問題はないか(規模拡大投資か更新投資か、環境対策は大丈夫か)
- (3) 大規模投資の場合は、リース申請外部分の資金調達の確実性はどうか(借入相談票を新設)
- (4) 運転資金調達の確実性はどうか → 調達先、調達条件(期間、金利等)の確認は必須
* 増加運転資金＝月商の増加額×運転資金回転月数(実績)

3 経営実績について

(1) 損益計算書

- ア 既往の経営実績に問題はないか ⇒ 増収でも減益、売上高営業利益率・同經常利益率が逐年低下、支払利息 > 營業利益、といった状態であれば経営は右肩下がり
- イ 売上高営業利益率・同經常利益は業界平均と比べてどうか ⇒ 高い(=良い)又は低い(=悪い)、いずれか
- ウ 減価償却前利益がマイナス(赤字)の状態は返済財源を生み出せていないことを示す

(2) 貸借対照表

- ア **債務超過(純資産や元入金がマイナス)は破産法が規定する破産原因の一つ** ⇒ 債務超過解消(概ね3年程度で)の具体的かつ実現確実な道筋が示されなければ貸付けは原則不可
- イ 長短借入金 ÷ 純資産(個人の場合は元入金) > 2.0は過剰債務(又は過少資本)
- ウ 流動資産 < 流動負債は資金繰り多忙。売上債権 < 買入債務は健全でない状態
手元流動性(現預金 ÷ 月商)は2か月以上が望ましい
- エ 固定資産 < 固定負債 + 純資産、が健全な状態(農協は別)

(3) 損益計算書と貸借対照表を組み合わせて判断する → **様式1~3号の意味するところ**

- ア 総資本回転率(売上高 ÷ 総資本)は高いほど資本効率が良い
- イ 債務返済年数10年超、売上高 < 長短借入金(リース債務を含む)、これらは過剰債務の状態
*** 債務返済年数 = (長短借入金 - 正常運転資金) ÷ 返済財源**
- ウ 返済財源(經常利益 × 0.7 + 減価償却費) ÷ 要返済額 < 1.2は返済に余裕がない状態
- エ 運転資金回転月数(運転資金 ÷ 月商)の増加はCFの減少を示す
*** 運転資金 = (売上債権 + 棚卸資産 - 買入債務)**
- オ 「營業利益 ÷ 総資本」 < 「支払利息 ÷ 長短借入金」の場合は本業の投資利回りが他人資本の利回りを下回っている状況であり、場合によってはリストラ(資産処分等による負債削減)の検討も必要

(4) 経営実績を正しく把握するためにも、決算書類は損益計算書、貸借対照表だけではなく勘定科目明細書の入手は不可欠。また、決算期を概ね6か月を経過している場合は残高試算表の入手も必要。 ⇒ 結果として審査時間の短縮にもなります。

4 返済計画について

- (1) **返済財源 > 要返済債務** でなければ返済不可能な状態 ⇒ 返済財源が不足する場合、不足分の調達元と調達条件を確認。返済財源 > 要返済債務 × 1.2 が望ましい。
- (2) 返済ピーク年を把握し、返済ピーク年において返済財源 > 要返済債務 でなければ返済計画再考が必要

5 その他の注意点

- (1) 当機構のリースは履行保証保険を付すので、基本的に債権はフル保全。履行保証保険は信用保証協会の保証制度と同じで債権保全措置の一種。保険会社が代位弁済(保険金支払い)すれば債務が帳消しになると借受者が誤解(自動車保険や火災保険と混同して)することがないよう、借受者や受託団体に対してはこれまでも増して丁寧に説明してください。⇒ 「保証保険についての御注意とお願い」もご覧ください。特に保険会社から保証免責の主張がなされることの無いよう、リース申請時点で保険事故要件に該当(=破産、民事再生、滞納、債務超過等)する場合や、リース開始後の事後管理には十分留意する必要があります。保険事故認定に多大な時間と労力を費やすことになります。
- (2) リース利用の相談を受けた時に、「〇月〇日までに貸付けの手続は終わるでしょう」とか、「機構の審査は大丈夫ですよ。貸付決定されますよ。」などは決して言わないでください。そうした発言は「貸付けしてもらえると期待」を相手に与え、**「貸付けの約束」と認識されるおそれがあり**、貸付けできなかったときにトラブルになりかねません。

売上高と借入金(外部)残高を知ることができれば、 経営のよし悪しは大体わかる

法人経営・個人経営、また、業種・営農類型を問わず、キャッシュフロー(=CF、返済財源)は、売上高の精々10%程度 ⇒ 売上高が50百万円であればCFは5百万円。長短借入金が35百万円であれば、債務返済年数は7年<目安値10年となり、15百万円程度の投資は可能な水準と見れます {=(10年-7年)×CF5百万円}。

令和 年 月 日

畜産環境整備機構 環境整備部 御中

〇〇県食肉事業協同組合連合会

借入相談メモ兼連絡票

1 事業計画

- (1) 事業地：
- (2) 工期：
- (3) 事業計画：

投資内容	規模・能力等	事業費(千円)	備考
			1 投資部門(内容：) 2 事業の目的： 3 製品技術の特徴：
合計	—		

2 資金計画

調達区分(調達先)	金額(千円)	借入期間	金利	備考
借入金()		年	%	1 資金必要時期： 2 補助事業名： 3 運転資金の調達
借入金()		年	%	
補助金		—	—	
機構リース		年	%	
自己資金		—	—	
合計		—	—	

3 補足説明事項(事業の必要性、今後の投資予定など)

※可能な範囲でご記入願います。

令和 年 月 日

畜産環境整備機構 環境整備部 御中

〇〇県食肉事業協同組合連合会

借入相談メモ兼連絡票

1 事業計画

(4) 事業地：〇〇県△△市××町□□◎-◎-◎

(5) 工期：平成 年 月 ~ 平成 年 月

(6) 事業計画：

投資内容	規模・能力等	事業費(千円)	備考
食肉加工場建設	m ²		1 投資部門(内容:食肉加工) 2 事業の目的:大型食品スーパーと新たな取引を開始するに際し、衛生管理の行き届いた食肉加工施設を整備する必要があるため。 3 製品技術の特徴:HACCP対応(SQFレベル2対応など)
冷凍冷蔵庫	台		
冷凍機	機		
包装機	台		
金属検出機	台		
合計	—		

2 資金計画

調達区分(調達先)	金額(千円)	借入期間	金利	備考
借入金(〇〇信用金庫)		年	%	1 資金必要時期:平成 年 月頃 2 補助事業名等: 3 運転資金の調達:〇〇信用金庫より調達(与信枠 千円)
借入金()		年	%	
補助金		—	—	
機構リース		年	%	
自己資金		—	—	
合計		—	—	

3 補足説明事項(事業の必要性、今後の投資予定など)

<ul style="list-style-type: none">・現在、〇〇ミートは弁当業者や焼き肉店等に対して食肉卸業を営んでいるが、現在食品スーパーと新たな納入計画を締結する予定(年間取引額は現状 百万円⇒計画 百万円となる見込み)。・なお、取引に際しては、消費者に安全安心を提供できる食肉加工環境を求められていること等から、新たに敷地内に食肉加工場を建設し、HACCP 認証を受ける予定。・新工場の運営に必要な従業員は現在募集中(作業指導は現在の工場長が実施予定)。
--

※可能な範囲でご記入願います。